

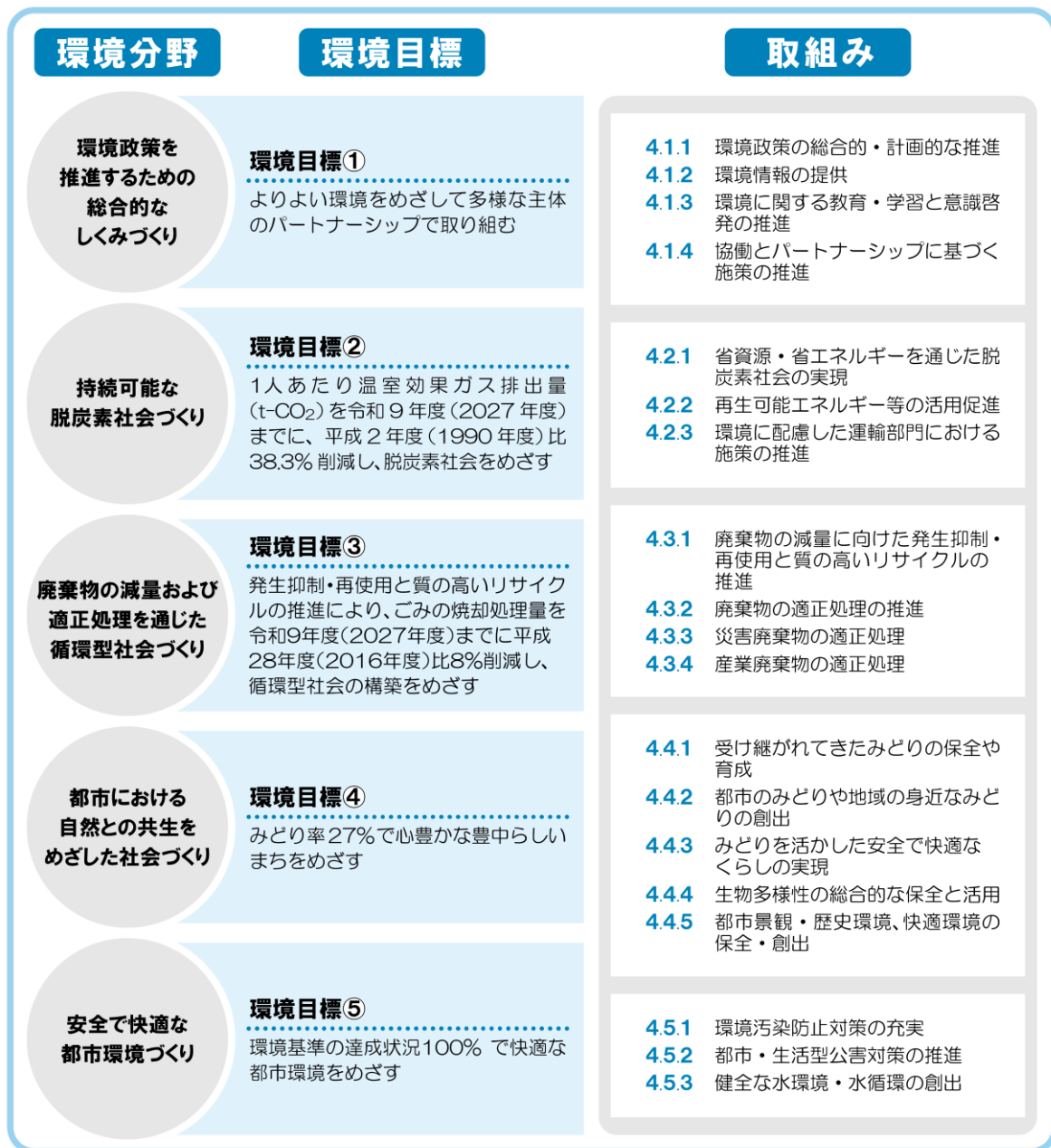
## 第4章 目標達成のために取り組むこと

- 4.1 環境政策を推進するための総合的なしくみづくり
- 4.2 持続可能な脱炭素社会づくり
- 4.3 廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり
- 4.4 都市における自然との共生をめざした社会づくり
- 4.5 安全で快適な都市環境づくり

## 第4章 目標達成のために取り組むこと

第4章では、5つの環境分野ごとの目標の達成に向けて、これまでの豊中市の取り組みと現状、課題をふまえ具体的に取り組むこと（施策）と、その取り組みの達成状況を測るための指標を示しています。

### 施策体系



### 指標

指標のうち、目標達成に最も影響を与えるものを「代表指標」として選定しています。指標には、事業の実施に直接関連することと、目標に向けた取り組みを推進した成果という2つの側面があります。

## 4.1 環境政策を推進するための総合的なしくみづくり

### 主な課題

本分野における主な課題は第2章2.3に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- 市内で環境活動に取り組むさまざまな主体、さまざまな世代が相互に繋がり協力することで、課題解決や副次的効果などの多面的な便益が得られることから、協働で取り組むことで得られるメリットを広く共有し、より一層、協働の取組みを進めていくこと。
- これまで環境分野に関わりの少なかった市民や事業者の参加を促し、関わる人のすそ野を広げていくこと。
- 「豊中アジェンダ21」の普及や、「豊中アジェンダ21」と「環境基本計画」との連携強化により、協働とパートナーシップによる取組みを発展させること。
- 複雑化する環境課題に対応するため、これまで以上に行政部局間の連携を持つこと。

### 環境目標 ①

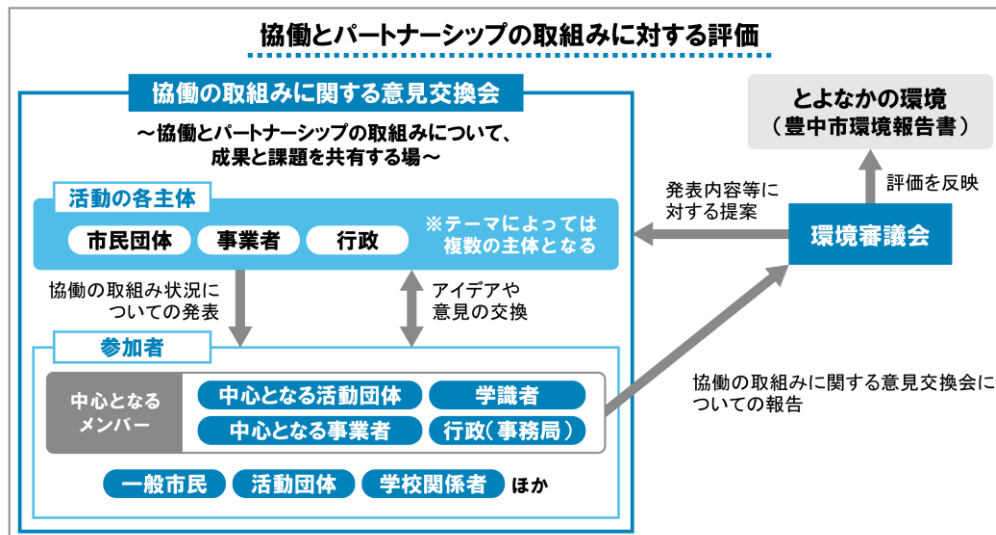
#### よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む

豊中市では、「とよなか市民環境会議」が平成10年度（1998年度）に、「豊中アジェンダ21」（地球環境を守る市民・事業者・行政の行動計画）を策定するなど、これまで市民・事業者・行政などさまざまな主体が連携し、協働とパートナーシップによる環境問題への取組みを進めてきました。

今後も、こうした活動の支援を継続実施するほか、「豊中アジェンダ21」との普及促進を図り、施策の推進につなげていきます。

さらに、環境以外の分野で活動する市民団体や、環境関連以外の行政部局、また、これまで環境に対する関心が低かった市民、事業者など多様な主体への働きかけによって活動のすそ野をひろげ、多くの市民の方が環境活動に加わることで、これまで以上によりよい環境をめざして取り組んでいきます。また、環境に関する教育や学習への取組みを推進し、これまで環境活動にあまり関わらなかった人を含めて幅広い市民、事業者等の取組み促進を図ります。

評価については、市民、事業者の活動状況にも注視しながら、次ページに示す「協働とパートナーシップの取組みに対する評価」によりおこないます。



協働とパートナーシップの進行管理について

多様な主体のパートナーシップの取組み成果は、イベント参加者数や環境活動の取組み事例数といった定量評価（数値による評価）だけでは進捗評価をできない側面があります。

このため、協働とパートナーシップ活動を振り返り、取組みの成果や課題を共有する場（「協働の取組みに関する意見交換会」）を毎年開催します。発表によって、協働の取組み状況を共有するとともに、参加者同士等でアイデアや意見の交換、アドバイスなどを行い、よりよいパートナーシップを築くことができるようにするものとします。

環境審議会では、「協働の取組みに関する意見交換会」の結果をふまえた定性評価（数値では表せないものに対する評価）による進行管理を行います。

このような評価方法は、計画期間内で確立させていくこととします。

「協働の取組みに関する意見交換会」では、協働の取組みに関わっている各主体が、それぞれの立場から発表し、以下のような議論の視点をふまえて、さまざまな側面から成果と課題を共有します。さらに、「協働の取組みに関する意見交換会」の開催による団体同士のつながりやアイデア等を今後の持続的な協働の取組みに結び付けることが期待されます。

■ 議論の視点の例 ■

- |                      |   |
|----------------------|---|
| ○協働で取り組むメリットや意義について  | ○取組みに関与した人や団体、組織の広がりについて<br><新しい参加者をどのように巻き込んだかを含む> |
| ○協働したからこそ達成された事柄について | ○取組みの継続性や発展性について                                    |
| ○主体間の適切な役割分担について     | ○計画の妥当性について   |
| ○取組みに対するニーズや必要性について  | ○人材や予算確保の状況について                                     |
| ○取組みの先駆性やオリジナリティについて | ○情報の発信について  |
| ○取組みの対象となる地域的な広さについて |   |

## ◆施策の方針

## 4.1.1 環境政策の総合的・計画的な推進

## ①環境基本計画の進行管理・評価、部局間連携の推進、広域連携の推進

とよなかの環境（豊中市環境報告書）を公表し、豊中市環境審議会による評価と市民からの意見・提案をもとに施策や事業を見直して改善を図りながら計画を推進するとともに、全庁的な推進組織により、計画の進行管理および評価を行います。

市域を越えて解決が必要である問題、あるいは広域連携が有効な事業については国や他の自治体とも連携して取り組みます。

（主な施策・事業）

- ・とよなかの環境（豊中市環境報告書）の公表
- ・環境委員会の開催
- ・国・大阪府及び北摂・阪神地域自治体連携の推進

## 4.1.2 環境情報の提供

## ①環境情報の収集・整備および効果的な提供

環境に関する情報の普及・促進を図るため、所有する情報の積極的な公開に努めるとともに、広報誌や情報誌、インターネットなどさまざまな広報媒体を活用し、意識啓発を図ります。また、出前講座により情報を提供するとともに、各種啓発展示、イベント、講座などにおいて環境に関するテーマを積極的に取上げ、PRを行います。さらに、市民・事業者・行政が相互に情報を交換できる交流の場づくりを行います。

（主な施策・事業）

- ・広報誌、市ホームページ、SNS、動画などを活用した情報発信
- ・環境交流センターの運営
- ・環境関連イベントの開催
- ・とよなかの環境（豊中市環境報告書）等による情報提供

### 4.1.3 環境に関する教育・学習と意識啓発の推進

#### ①啓発活動の推進

市民・事業者・行政等の自主的な環境行動を推進するために、意識の変化を行動の変化につなげることを念頭に啓発活動を行うとともに情報発信を充実させ、これまで環境活動にあまり関わりがなかった人を含め、幅広い市民・事業者等の取組みの促進を図ります。

(主な施策・事業)

- ・環境配慮契約の推進
- ・環境関連施設や地域イベント等での環境啓発活動

#### ②環境教育・環境学習の推進

多くの市民・事業者・NPOの主体的かつ自律的な学習活動を推進するために、身近な場所でできる、多様な世代を対象にした、幅広いテーマによる環境学習を促進・支援します。また、将来の持続可能な社会を担う人材づくりに向けて、こども園・学校などでの環境教育・環境学習の促進・支援策を構築するとともにその基盤整備を図ります。

広く市民団体・事業者・NPOなど、あらゆる分野からの環境学習に関する情報を受発信していくために、さまざまな媒体・場所の活用を図り、市民が学習しやすい環境づくりをめざします。

また、地産地消を進めていくことで、輸送に係る不必要なエネルギー消費やCO<sub>2</sub>の排出削減を図るとともに、消費者にとって生産者の顔が見える距離で食料を手に入れられる、食の安心・安全につなげていきます。

全市域が市街化区域である豊中市においては、農地やため池、担い手となる農家が減少していますが、「食育」の観点とあわせ、地域の作物を学校給食の食材に提供するなど、地産地消の取組みを推進していきます。

(主な施策・事業)

- ・小学校、こども園などでの出前講座
- ・環境交流センターをはじめとした環境関連施設\*の運用
- ・体験型環境学習の実施 **拡充**
- ・とよなか市民環境展の開催
- ・地産地消に関するイベントの開催

\*環境関連施設として、豊中市伊丹市クリーンランド（豊中伊丹スリーR・センター、ごみ焼却施設）、緑と食品のリサイクルプラザ、花とみどりの相談所などがある。

### 4.1.4 協働とパートナーシップに基づく施策の推進

#### ①環境政策・決定への市民参加・参画の推進

市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」の策定、進行管理にあたって、市民・事業者と協働で取り組みます。計画の策定や進行管理にあたっては、多様な市民の意見を反映させるようワークショップなどを実施し、参加・参画を促進します。合意形成の場においては、専門的な知識と経験、情報が必要とされるため、事業者・団体の環境部門担当者や経験者などと連携を図るとともに、市民の参加の機会の確保に努めます。

(主な施策・事業)

- ・協働事業市民提案制度や提案公募型委託制度の活用促進
- ・とよなかの環境（豊中市環境報告書）に対する市民意見の募集
- ・市民ワークショップの開催
- ・豊中市環境審議会の市民公募委員の起用

#### ②市民やNPOなどの自主的な公益活動の支援・促進

市民・市民団体・事業者・NPOなどの多様な主体の自主的・自発的な活動や取組みを支援するため、活動の場の提供や情報提供などを通じて、ネットワークづくりや環境ボランティア活動に対する支援を進めます。また、NPO法人をはじめとする市民公益活動団体に対して、まちづくり活動への協力・支援、アドバイザー派遣、情報の提供、市民公益活動推進助成金制度、表彰制度、組織育成への支援などの措置を講じます。



また、自治会等の地縁型の組織と、専門性・経験・人材・ネットワーク等が豊富な NPO などのテーマ型団体が連携した活動の支援に取り組みます。

(主な施策・事業)

- ・環境交流センターの運営
- ・環境活動に取り組んでいる団体に対する顕彰制度の実施

### ③多様な活動主体の協働による事業の推進

豊中市の市民・事業者・行政が協働して策定した市民行動計画である「第3次豊中アジェンダ21」について、さまざまなメディアやイベントなどを活用して市民・事業者への普及・推進を図ります。

また、「第3次豊中アジェンダ21」を実際に進めるための組織「とよなか市民環境会議」(令和4年(2022年)4月現在、134団体)の参加団体拡充と活動内容の充実を図るとともに、市民や事業者等に具体的な行動の実践を促し、計画を推進します。

また、社会環境の変化に対応した具体的な事業展開をめざし、市民・事業者・行政等による協働型の事業展開を図ります。

(主な施策・事業)

- ・協働の取組みに関する意見交換会の開催
- ・環境交流センターにおける他団体との事業連携
- ・とよなか市民環境会議の開催
- ・「第3次豊中アジェンダ21」の周知

## 4.2 持続可能な脱炭素社会づくり

### 主な課題

本分野における主な課題は第2章2.3に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- 脱炭素社会の実現をめざして、省資源・省エネルギー化を進めること。
- 再生可能エネルギー等の活用を促進すること。
- 充実した公共交通網を活かした運輸部門での取組みを推進すること。

### 環境目標 ②

1人あたり温室効果ガス排出量（t-CO<sub>2</sub>）を令和9年度（2027年度）までに、平成2年度（1990年度）比38.3%削減し、脱炭素社会をめざす

豊中市では、平成19年（2007年）11月に策定した「豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ<sup>マイナス</sup>70プラン）」において、令和32年度（2050年度）に市民1人あたりの温室効果ガスの排出量を平成2年度（1990年度）比で70%削減するという高い目標を長期的に展望しながら、令和2年度（2020年度）には20%削減するという目標を設定し、地球温暖化対策に積極的に取り組んできました。

また、平成30年（2018年度）3月に策定した「第2次地球温暖化防止地域計画」においては、それまでの目標設定の考え方を踏襲し、市民1人あたりの温室効果ガスの排出量を平成2年度（1990年度）比で、令和9年度（2027年度）に32.1%削減するという目標を設定しました。更に、令和4年（2022年）3月の改定においては、令和32年度（2050年度）までに実質ゼロという長期目標を掲げ、計画名称を「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定）～とよなか・ゼロカーボンプラン～」に改めた上で、これを実現するための道筋として、令和12年度（2030年度）の目標を38.3%削減に引き上げています。この目標は、温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす意欲的なものであり、市民・事業者・行政の協働によって地域での地球温暖化対策をよりいっそう推進していくものとなっています。豊中市では、個々の家庭や事業所での取組みが特に重要であることから、生活習慣の見直しや、省エネルギー行動への機運を盛り上げる一斉取組みについても、今後重点的に情報発信していきます。また、地球温暖化に対する緩和策とともに、既に起こりつつある地球温暖化によるリスクや、気候変動による影響への適応策についても取組みを進めていきます。



指標

指標	指標の示すもの	目標 【令和9年度(2027年度)】
<b>【代表指標】</b> 市民1人あたり温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> /人) 平成2年度(1990年度)比(%) <sup>※1</sup>	市域の温室効果ガス排出総量を人口1人あたりに換算した量	平成2年度(1990年度)比(%) 38.3%削減
<b>【指標】</b> 部門別温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> ) 平成2年度(1990年度)比(%)	産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門、廃棄物部門別の削減状況を示す (※各部門の定義を参照)	平成2年度(1990年度)比(%) 産業: 66%減 家庭: 32%減 業務: 11%減 運輸: 46%減 廃棄物: 33%減
家庭部門市民1人あたりエネルギー消費量 (GJ/人)	省エネルギーの取組みの進捗状況などを示す	減少 (10.13GJ/人以下)
業務部門の床面積1m <sup>2</sup> あたりのエネルギー消費量 (GJ/m <sup>2</sup> )	事業者(製造業を除く)のエネルギー消費量の状況を示す	減少 (1.18GJ/m <sup>2</sup> 以下)
再生可能エネルギー等設備導入量 (kW) <sup>※2</sup>	再生可能エネルギー等設備の導入状況を示す	増加 (29,894kW以上) <sup>※3</sup>
市民1人あたり自家用車の登録台数 (台/人)	マイカーに頼らないライフスタイルの広がりの状況を示す	減少
市内に登録された自動車1台あたりの温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> /台)	業務用自動車及び自家用車を含む自動車の燃費向上やエコドライブの推進の状況を示す	減少
市内に登録された自家用乗用車のうち電気自動車等の割合 (%)	自家用乗用車を電気自動車等へ転換の状況を示す	増加

国や府の目標を見据え、指標を変更することがあります。

※1 目標値は電力の実排出係数(変動)を使用、進行管理には、電力の排出係数固定も使用

※2 FITによる導入量で把握

※3 大阪府「おおさかスマートエネルギープラン」(2021年3月)をもとに算出

令和元年(2019年)3月時点 22,343kW、住宅換算で6,535戸(土地換算 223千m<sup>2</sup>)

追加的に設置すべき太陽光発電施設の目安(令和元年度(2019年度)から令和9年度(2027年度))として2,209戸(土地換算 76千m<sup>2</sup>)

(※) 各部門の定義

部門	定義
産業部門	製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出。運輸部門に関するものを除く。
業務部門	産業・運輸部門に属さない、企業・法人のエネルギー消費(商業部門全般。卸売業、飲食店、小売店、教育施設、病院、娯楽施設など第3次産業が中心)に伴う排出。運輸部門に関するものを除く。
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。自家用車に関するものは運輸部門に含む。
運輸部門	人の移動や物資の輸送にかかわるエネルギー消費に伴う排出。輸送形態により、自動車(業務用自動車及び自家用車を含む)、鉄道、船舶、航空に区分される。
廃棄物部門	一般廃棄物、産業廃棄物の埋立・焼却、下水処理に伴い発生する排出。

## ◆施策の方針

## 4.2.1 省資源・省エネルギーを通じた脱炭素社会の実現

## ①住宅や機器の更新等による家庭の省エネルギー化の推進

家庭部門は、豊中市においてエネルギー消費量が多い部門の一つで、令和2年度（2020年度）推計では温室効果ガス排出量の全体のうち約38%（資料編図19参照）と高い割合を占めています。主な排出の原因として暖房・冷房、給湯、動力・照明があげられます。暖房・冷房対策として、建物の断熱化が期待されており、住宅の省エネ改修の普及やZEH※など高度な省エネ住宅の導入促進を図ります。また、給湯、動力・照明等への対策として、高効率な省エネ機器導入の支援など効果的な削減策を実施します。

※ZEHとは：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの頭文字。読みは「ゼッチ」。住宅の高断熱化、高効率設備、太陽光発電等により、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロ以下となる住宅。

（主な施策・事業）

- ・家電や住宅の省エネ診断等の実施
- ・高効率省エネ機器の購入や買替え促進
- ・住宅の省エネ改修や高度な省エネ住宅導入の支援 **拡充**

## ②事業活動における温室効果ガス排出削減対策の推進

業務部門は、平成2年度（1990年度）と比べてエネルギー消費が依然として大きく、温室効果ガスの排出量は、令和2年度（2020年度）推計では全体の約26%（資料編図19参照）を占めています。国の温暖化対策計画では、平成25年度（2013年度）比で令和12年度（2030年度）に51%削減するなど、大きな目標が掲げられています。市においても排出割合の多い、暖房・冷房、給湯、動力・照明の省エネルギー化を中心に、関係機関と連携しながら対策を図るとともに、市有施設の設定及び建物の省エネルギー化を進めます。

一方、産業部門では温室効果ガスの排出量は令和2年度（2020年度）には、製造業の事業所数が大きく減少したことから、平成2年度（1990年度）に比べて約38%（資料編図19参照）に減少しています。国や大阪府の施策や規制が大きく影響することから、引き続き動向を注視するとともに、国レベルの対策や業務部門の対策に準じた取組みを進めます。

また、市域の温室効果ガス排出量の一部を、他の場所での排出削減・吸収量で相殺するカーボン・オフセット事業に取り組めます。

（主な施策・事業）

- ・従業員に対する環境学習の支援
- ・環境配慮契約の推進
- ・CO<sub>2</sub>吸収量認証制度（カーボン・オフセット）等の活用 **新規**

## ③環境に優しいライフスタイルへの転換

日々のエネルギーの使い方を知ってライフスタイルをふりかえることにより、一人ひとりの環境への関心がいっそう高まり、さらなる省エネ行動につながります。

毎日の暮らしの中で、省エネに関する情報や必要なアドバイスが得られる機会を提供するとともに、世代別、ライフスタイル別などを考慮して取り組みやすい活動を提案するなど、地域で省エネ行動の輪が広がることで、より大きな効果につながるよう、ライフスタイルの転換につながる取組みを進めます。

さらに、市民の一体感や達成感が共有され、自発的な取組みがさらに活性化されるような一斉取組みを進めます。

（主な施策・事業）

- ・ナッジを活用した省エネ行動の推進 **新規**
- ・打ち水など、みんなで一斉に行う取組みの普及啓発
- ・地球温暖化防止基金の活用
- ・「COOL CHOICE」運動の推進

## 4.2.2 再生可能エネルギー等の活用促進

### ①再生可能エネルギー等導入支援

温室効果ガスを排出する化石燃料等からの脱却を図るため、クリーンかつ持続可能なエネルギーとして、太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、地域の特性にあった再生可能エネルギー等の普及が期待されています。

国は、令和12年度（2030年度）に向けて、全電源に占める再生可能エネルギーの割合を36～38%に拡大し、特に太陽光は14～16%を担うとする新たなエネルギー基本計画を定めました。

市では、南に傾斜した地勢を活かし、太陽エネルギー利用設備（太陽光発電システム・太陽熱利用システム）導入促進の取組みを進めるとともに、市有施設においては、排熱や消化ガスなど未利用エネルギーの利用促進に努めます。更に、市民や事業所における再生可能エネルギー電力の利用を促進します。

（主な施策・事業）

- ・太陽光発電システムの普及促進
- ・再生可能エネルギーに関する普及・啓発
- ・再生可能エネルギー電力調達の促進 新規
- ・電力の地産地消に向けた調査・検討 新規

### ②市有施設での率先的導入と普及・啓発の促進

市役所や公共施設などの市有施設において、率先的に再生可能エネルギー等の導入を図るとともに、全庁的に再生可能エネルギー等への理解と活用に努めます。

（主な施策・事業）

- ・公共施設への太陽光発電システム等の最大限導入
- ・小水力発電など水エネルギーの利用
- ・排熱・消化ガスの利用
- ・温室効果ガスの排出量抑制に配慮した電力調達 新規
- ・省エネルギー効果の高いLEDや高効率設備等への更新 新規
- ・施設の更新や大規模改修時のZEB化の検討 新規

## 4.2.3 環境に配慮した運輸部門における施策の推進

### ①公共交通利便性向上の促進

運輸部門における温室効果ガスの排出量は、平成11年度（1999年度）から徐々に減少してきています。車種別では、乗用車では大幅に削減が進んでいますが排出量は最も多い状態です。また、普通貨物車においては削減がほぼ進んでいないことから、乗用車、普通貨物車の利用抑制および公共交通機関の利用促進を図ります。

（主な施策・事業）

- ・「公共交通改善計画」の推進
- ・バスロケーションシステムの導入や乗り継ぎの円滑化などによる公共交通の利便性の向上
- ・公共交通の利用促進と意識啓発のための交通環境学習の実施

### ②安全で快適な自転車利用環境の創出

自転車が安全で、快適に利用できるように交通環境の創出に向け、歩行者・自転車・自動車の利用状況や道路幅員などの現況をふまえながら、既存の道路の有効利用により、市全域を対象に自転車通行空間のネットワーク整備を進めます。

（主な施策・事業）

- ・自転車通行空間の整備
- ・自転車利用マナーの啓発
- ・駐輪場の整備など放置自転車対策
- ・シェアサイクル事業の推進 新規

### ③エコドライブの推進、次世代自動車の普及促進

脱炭素社会の実現をめざすにあたって、自動車を使用しながら温室効果ガス排出量を削減するために、次世代自動車の普及や、エコドライブの推進等が求められています。

(主な施策・事業)

- ・エコドライブの啓発
- ・自動車販売業者等と協力したエコカー・ゼロエミッション自動車の普及啓発 **新規**
- ・エコカー・ゼロエミッション自動車の利用環境の整備 **新規**

## 4.3 廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり

### 主な課題

本分野における主な課題は第2章 2.3に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- ごみ焼却施設で余力を持って処理できる量を上回るごみの搬入。
- 少子化・高齢化の急激な進行による地域コミュニティの変容。
- 発生抑制・再使用を推進するための、市民・事業者・行政の三者による協働の促進。
- 家庭系ごみ・事業系ごみの減量の推進（紙ごみ・食品ロス・プラスチックごみ等）。
- 各種廃棄物関連の法律対策等の推進。
- リサイクルと適正処理に対応した分別収集体制の拡充。
- 安定した中間処理施設等の運用。

### 環境目標 ③

発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進により、ごみの焼却処理量を令和9年度（2027年度）までに平成28年度（2016年度）比8%削減し、循環型社会の構築をめざす

豊中市では、「豊中市一般廃棄物処理基本計画」およびアクションプランである「豊中市ごみ減量計画」に基づき、循環型社会づくりに取り組んできました。

3R（発生抑制・再使用・リサイクル）のうち、特に優先順位が高い発生抑制・再使用に比重を置いて取組みを進めるとともに、質の高いリサイクルを推進し、よりいっそう、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の減量を図るため、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、ごみの焼却処理量を令和9年度（2027年度）までに平成28年度（2016年度）比8%（約9千t）削減することを掲げ取り組んできました。今後、同計画に基づき、家庭系ごみ・事業系ごみについて、市民のライフスタイルの変容も考慮し、ごみの減量に取り組んでいきます。また、絶え間なく変化する廃棄物関連の法や制度を遵守し、実効性のある対策を推進していきます。

なお、ごみの焼却処理量は、豊中市伊丹市クリーンランドにおいて焼却処理されるごみ（可燃ごみ＋選別可燃物）の年度合計です。

### 指標

指標	指標の示すもの	目標 【令和9年度（2027年度）】
<b>【代表指標】</b> 焼却処理量（t）	豊中市伊丹市クリーンランドにおいて焼却処理されるごみ（可燃ごみ＋選別可燃物）の年度合計量	約95千t/年 (H28年度(2016年度)実績:約104千t)
<b>【指標】</b> 家庭系ごみ1人1日あたり排出量（g） （再生資源を除く）	豊中市伊丹市クリーンランドへの家庭系ごみ搬入量（資源除く）の1人1日あたり量	約394g (H28年度(2016年度)実績:約414g)

事業系ごみ排出量 (t) (再生資源を除く)	豊中市伊丹市クリーンランドの事業系ごみ搬入量 (資源除く) の年度合計量	約 37 千 t (H28 年度 (2016 年度) 実績: 約 43 千 t)
食品ロス 1 人 1 日あたり量 (g)	家庭や事業者のごみに含まれる食べ残しや手つかず食品の 1 人 1 日あたり量 <sup>※1</sup>	高位目標 <sup>※2</sup> 94.7g 必達目標 <sup>※2</sup> 108.8g (R3 年度 (2021 年度) 推計: 111.5g)

※1 令和元年度家庭系ごみ排出実態調査・令和2年度事業系ごみ排出実態調査の割合から算出

※2 国・府の削減目標である平成12年度(2000年度)比で令和12年度(2030年度)までに食品ロス量を半減させるという方針を踏まえ、大阪府の1人1日あたり量を必達目標とし、さらなる高みをめざすために大阪府の1人1日あたり量の削減率と同水準を高位目標として設定しています。

◆施策の方針

### 4.3.1 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進

#### ①市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築

ごみの減量につながるライフスタイルや事業活動を市民・事業者浸透させるため、市民・事業者・行政が目的を共有し相互信頼のもと、連携を図りながら取組みを進めます。また、環境学習等の機会を通して、市民・事業者の自発的な3R行動を促進します。

(主な施策・事業)

- ・環境学習・教育の推進
- ・プラスチックごみの削減に向けた取組み 新規
- ・周辺自治体や事業者との連携 拡充
- ・3Rに取り組む市民団体やグループ活動等との連携

#### ②家庭系ごみ減量等に関する取組み

ごみ分別・排出ルールに関する広報周知活動の充実を図ります。また、地域における3Rの取組みについて協働促進を図り、再生資源集団回収等、多様な再生資源の回収方法を提供することで、ごみの減量・リサイクルを推進します。

(主な施策・事業)

- ・地域での3R活動の活性化
- ・2R(発生抑制・再使用)の促進
- ・再生資源集団回収の推進
- ・多様な資源回収方法の構築
- ・適切な分別排出の浸透 拡充
- ・家庭系ごみの有料化の検討及びごみ処理手数料の適正化

#### ③事業系ごみ減量等に関する取組み

事業活動に伴い排出されるごみの減量・適正処理を推進するための情報提供等、支援策を充実します。また、排出ルールの浸透に向け、ごみ処理施設における搬入物調査の機会を通して適正な排出が行われるよう誘導するほか、中小事業者も含めた排出事業者における排出抑制を促進します。

(主な施策・事業)

- ・ごみ減量に向けた支援 拡充
- ・多量排出事業所におけるごみ減量の促進
- ・搬入物調査の活用
- ・中小規模事業者における分別排出の促進
- ・食品廃棄物リサイクル等の推進
- ・イベントにおける3Rの促進



#### ④食品ロス削減に向けた取組み

食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロス削減の必要性を認識することにより、自発的な食品ロス削減行動につながり普及啓発の実施、また、個々での取組みでは解決が難しい食品ロスを、生産から消費までを全体と捉え、市民、事業者、関係団体等の多様な主体と連携し、食品ロス削減の取組みを推進します。

(主な施策・事業)

- ・食品ロス削減に向けた普及啓発
- ・市民・事業者等と連携した取組みの推進
- ・循環利用の推進

### 4.3.2 廃棄物の適正処理の推進

#### ①分別収集およびリサイクル、適正処理の推進

国・府の動向を注視するとともに、発火の危険性のあるモバイルバッテリー等の充電式電池の回収、プラスチックごみの回収など、これまでも行ってきた時代の要請に応じた分別収集を今後も推進します。また、公民連携により効率的な収集を実施し、市民サービスの向上を図るほか、豊中市、伊丹市、豊中市伊丹市クリーンランドの三者での連携のもと、リサイクル、適正処理を推進し、焼却処理量の削減に努め、最終処分場の安定的な確保を図ります。

(主な施策・事業)

- ・時代の要請に応じた分別収集体制の推進
- ・モバイルバッテリーなどの危険物に関する市民啓発の強化 拡充
- ・中間処理施設である豊中市伊丹市クリーンランドおよび最終処分先である大阪湾環境整備センター埋立処分場の安定した施設運用

### 4.3.3 災害廃棄物の適正処理

#### ①災害廃棄物処理対応の推進

将来発生することが予想される大規模な地震や風水害等に備えるため、必要に応じて、「豊中市災害廃棄物処理計画」の見直しを行います。また、収集運搬・処理業務を継続するため、災害時対応マニュアルの再整備等、総合的な災害対策の充実を図るほか、平時から不用品等は事前に処理を行うよう市民等へ周知し災害廃棄物の発生抑制に努めます。

(主な施策・事業)

- ・災害廃棄物処理計画の見直し 新規
- ・災害廃棄物の適正処理の推進
- ・収集運搬業務等における災害時対応マニュアルの整備
- ・災害廃棄物の発生抑制 新規

### 4.3.4 産業廃棄物の適正処理

#### ①産業廃棄物の減量化・適正処理の推進

産業廃棄物の排出事業者をはじめ、収集運搬・処分に関わる事業者に対して、産業廃棄物の減量化・適正処理に向けた指導・啓発を行います。

(主な施策・事業)

- ・排出事業者、処理業者に対する産業廃棄物適正処理についての指導・啓発
- ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理

## 4.4 都市における自然との共生をめざした社会づくり

### 主な課題

本分野における主な課題は第2章2.3に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- 受け継がれてきたみどりの保全や育成を進めること。
- 地域の身近なみどりを創出していくこと。
- みどりの普及啓発や緑化活動への支援を進めること。
- みどりを活かした安全で快適な都市環境を実現していくこと。

### 環境目標 ④

#### みどり率 27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす

豊中市では、「豊中市みどりの基本計画」などに基づく自然環境の保全や都市のみどりの創造に取り組んできました。今後も、受け継がれてきたみどりの保全や育成、生物多様性に配慮した活動の促進、都市の緑化等に努め、市域全体でみどり率 27%をめざすとともに、人の暮らしに隣接する身近な自然環境の中で多様な生きものが共生し、豊中らしいまちなみがはぐくまれることをめざします。

また、公園や農地などのみどりの利活用を推進するため、新たな活用方策などの検討も進めていきます。

### 指標

指標	指標の示すもの	目標 【令和9年度(2027年度)】
<b>【代表指標】</b>		
みどり率 (%)	樹林・樹木、草地、農地、水面、屋上緑化が市域面積に占める割合を示す (樹林・樹木+草地+農地+水面+屋上緑化で覆われた面積) / 市域面積	27.0% R3年度(2021年度)実績: 24.1%
<b>【指標】</b>		
緑被率 (%)	樹林・樹木の面積が市域に占める割合を示す	15.7% R3年度(2021年度)実績: 12.9%
みどりに対する満足度 (%)	みどりの量だけでなく質の観点を含めた満足度を示す	70.0% R3年度(2021年度)実績: 75.0%
市民1人あたりの公園・緑地面積 (m <sup>2</sup> /人)	都市の人口規模を勘案した市内にある公園・緑地の市民1人あたりの面積を示す	7.17m <sup>2</sup> /人 R4年度(2022年度)実績: 7.09m <sup>2</sup> /人
みどりに関するイベント参加者数 (人)	みどりに関するイベントによる啓発の成果やみどりに対する関心度を示す	150,000人 (H30年度(2018年度)~R9年度(2027年度)累計) H30年度(2018年度)~R2年度(2020年度)実績: 44,202人
市民参加による生物調査の参加者数 (人)	身近な生物調査を通じた生物多様性の普及啓発の広がりを示す	増加
生物多様性の認知度 (%)	生物多様性についての啓発の成果や市民の関心度を示す	増加
景観に関する項目が盛り込まれている地区計画・協定等の数 (件)	良好な景観を持つ住宅地の広がりを示す	増加

## ◆施策の方針

## 4.4.1 受け継がれてきたみどりの保全や育成

## ①まとまりのあるみどりの保全や育成

公園・緑地や歴史や文化を伝えるみどり、市内に残る樹林地などのみどりを保全するため、樹木の剪定や森林病虫害の防除などのみどりの適正な維持管理を推進します。また、保護樹・樹林などのみどりの保全制度により、維持管理などの支援を図ります。

(主な施策・事業)

- ・公園・緑地のみどりの保全や育成
- ・歴史や文化を伝えるみどりの保全や育成
- ・風致保安林の保全や育成（森林整備計画に基づく森林の保全や育成）
- ・民有地の樹林・樹木の保全に対する支援

## ②生物多様性の保全

竹間伐や草刈りなどの林床整備、森林病虫害の防除などにより、生物多様性を育む樹林地の保全を推進するとともに、特別緑地保全地区やビオトープの整備の推進などにより、生き物を身近に感じられる場づくりを推進します。また、これらの取組みや自然環境啓発イベントなどを通じて、生物多様性の保全に対する理解や関心を深めます。

(主な施策・事業)

- ・エコロジカル・ネットワークの形成
- ・ヒメボタルの生息地の保全
- ・島熊山緑地の保全

## ③連続性や水面のあるみどりの保全や育成

街路樹や緑道、河川・水路、ため池と一体となった樹林地などのみどりを保全するため、適正な維持管理を推進するとともに、一定の年数が経過した街路樹や緑道の樹木の更新、連続性を保つためのみどりの量の確保に努めます。

(主な施策・事業)

- ・街路樹の保全や育成
- ・河川のみどりの保全
- ・水路のみどりの保全や育成
- ・ため池のみどりの保全

## ④農地の保全

農地については、農業振興施策とも連携を図りながら、「生産緑地地区制度」などの活用により計画的な保全に努めるとともに、市民農園の利用を推進し、人と自然の触れ合いの場の提供に努めます。

(主な施策・事業)

- ・生産緑地地区制度の活用
- ・市民農園の活用

## 4.4.2 都市のみどりや地域の身近なみどりの創出

## ①公有地の緑化

駅前広場や道路をはじめとする公共施設などの公有地の緑化を推進するとともに、民有地の緑化の模範となるように、植栽空間の確保に努めながら、生物多様性や地域の植生、周辺環境、景観に配慮した樹種や草花の選定などの多様な手法によるみどりを創出します。

(主な施策・事業)

- ・駅前や道路における特色のある緑化
- ・多様な手法による公共施設の緑化
- ・市民の交流拠点となるポケットパークの緑化
- ・教育施設や保育施設における緑化

### ②民有地の緑化

「豊中市環境配慮指針」に基づく緑化協議や緑化を支援するさまざまな制度により、民有地の緑化の取り組みを推進するとともに、各種支援制度の認知度を向上させるため、積極的な普及啓発に努めます。

(主な施策・事業)

- ・環境配慮指針に基づく緑化
- ・住宅地における緑化
- ・商業地における緑化
- ・工業地における緑化
- ・道路沿線における緑化

### ③景観を形成するみどりづくり

風致地区や緑地協定、都市景観形成推進地区や景観形成協定など、みどりや景観に関するさまざまなルールや制度を用いて、樹木や草花による緑化を推進するとともに、花とみどりを効果的に使った良好な景観の形成を推進します。

(主な施策・事業)

- ・風致地区におけるみどりと調和した都市景観づくり
- ・良好なみどりの景観を形成する制度を活用した地域づくり
- ・花とみどりの名所づくり
- ・みどりを見渡す眺望点づくり
- ・草花による美しいまちなみづくり

## 4.4.3 みどりを活かした安全で快適なくらしの実現

### ①魅力的で利便性の高い公園づくり

既存施設の有効活用に重点を置き、多様化する市民ニーズに対応するため、市民参画などによる質を重視した公園の再整備を推進するなど、誰もが安全で安心して利用できる魅力的で利便性の高い公園づくりを推進します。また、みどりのある空間を市民交流の場として活用することで、地域コミュニティの活性化を図ります。

(主な施策・事業)

- ・長期未整備の都市計画公園・緑地の見直し
- ・安全で特色のある公園づくり
- ・開発許可制度および土地区画整理事業による身近な公園づくり
- ・地域住民との連携による愛着が持てる公園づくり

### ②防災・減災に資するみどりづくり

公園・緑地の持つ役割に応じて、みどりによる延焼遮断帯の形成、災害発生時の避難場所や復旧・活動の拠点などとして利用できるオープンスペースの確保に努めるほか、防災施設の適正な維持管理などにより、防災機能の強化を図るとともに、まちなかの延焼防止効果を高めるため、沿道などの緑化を推進します。

(主な施策・事業)

- ・公園・緑地における防災機能の強化
- ・庄内・豊南町地区における防災機能の強化
- ・地域防災計画に基づく市街地の緑化
- ・公共施設一体型公園づくり

### ③みどりの保全や緑化活動に対する支援

みどりの保全や緑化などの活動を推進するため、その拠点として設置された施設や場などを有効に活用し、適切な情報発信や普及啓発に努めることで、活動支援や人材の発掘、育成などを推進します。

(主な施策・事業)

- ・みどりに関する活動を広げる交流の場の活用
- ・花とみどりの相談所の活用

- ・緑化リーダーの養成
- ・生ごみ・剪定枝の堆肥化および堆肥の活用
- ・緑化樹木見本園および記念樹の森の活用
- ・みどりに関する活動発表の場や表彰制度の活用

#### ④みどりの普及啓発

みどりに対する関心を深めるため、みどりに関するイベントを開催するとともに、みどりの保全や緑化に関する制度や活動などの情報発信を行います。

(主な施策・事業)

- ・みどりに関するイベントの開催
- ・みどりに関する情報発信
- ・自然体験および野外活動の場の活用
- ・緑化事業基金の活用

### 4.4.4 生物多様性の総合的な保全と活用

#### ①生物多様性の総合的な保全と活用に向けた取組み

身近な自然環境に残された生物多様性を保全し、次世代に引き継いでいくため、自然の恵みに関する意識の向上や、自然環境の持続的な保全の推進を主目的に策定された大阪府生物多様性地域戦略をふまえた取組みを進めます。

取組みにあたっては、これまで市民の方々によって集められた生物基礎データなどを活用し、市域の生物多様性に関する幅広い情報の発信を行うなど、生物多様性に対する理解や関心を深めるための普及啓発に努めます。また、市民参加による身近な生物調査や自然観察会を実施します。

このような取組みと生物多様性の関係性を包括的に把握していくとともに、市域の全域が市街地化された本市の地域特性を十分考慮し、生物多様性の取組みを検討し進めていきます。

(主な施策・事業)

- ・エコロジカル・ネットワークの形成(再掲)
- ・ヒメボタルの生息地の保全(再掲)
- ・島熊山緑地の保全(再掲)
- ・特定外来生物への対策
- ・持続可能な脱炭素社会づくり
- ・ビオトープや自然環境を活用したイベントの開催
- ・他の自治体と連携した森林や里山の保全と活用 新規
- ・生物多様性認知度向上に向けた取組み

### 4.4.5 都市景観・歴史環境、快適環境の保全・創出

#### ①良好な都市景観の保全・創出

本市の都市景観をより魅力的なものにするため、「景観法」・「豊中市都市景観条例」・「豊中市都市景観形成マスタープラン」などに基づき、地域が有する特性や課題、多様なニーズに応じて、景観面から“住み続けたい”“住んでよかった”と実感できるまちづくりを進めていきます。

(主な施策・事業)

- ・都市景観形成推進地区の指定
- ・景観にかかわる各種協定等の推進
- ・都市景観形成建築物等の指定
- ・啓発・普及(各世代に対して啓発イベントの実施・とよなか百景のPR)
- ・景観計画区域内における行為の届出制度



### ②歴史的遺産および原風景の保全

歴史的価値や、自然と文化が一体化した環境及び景観に果たす役割をふまえて、史跡や建築物、街道などを保全することにより、市内の歴史的遺産や歴史的景観などの原風景の保全に努めます。また、歴史的まちなみなどについて周辺環境との一体的な保全・整備を進め、地域固有の歴史資源・景観資源として特色のあるまちづくりへの活用に努めます。

歴史・文化遺産のうち、特に歴史的価値や景観的価値の高いものを新たに文化財として指定・登録することにより、地域の景観資源として保全・活用に努めます。また、市民が歴史に親しめる環境づくりを進めるため、まちなみにある歴史・文化遺産のPRに努めるとともに、歴史に親しめる機会の創出や情報提供などを行います。

(主な施策・事業)

- ・都市景観形成建築物等の指定
- ・景観重要建造物等の指定
- ・文化財の指定・登録
- ・史跡の整備・保全
- ・指定文化財説明板の設置
- ・講座、講演、史跡見学などの啓発事業

### ③環境美化活動の促進

美しくうるおいのある快適な環境づくりを進めるため、身近な地域の公園や道路、河川・水路の清掃活動など、市民の自主的な環境美化活動を促進するとともに、これらの活動に対する支援を行います。また、市民一人ひとりの不法投棄等への環境認識の醸成と向上を図るため、ごみのポイ捨て防止やペットのふんの持ち帰りなどの啓発に努めます。

(主な施策・事業)

- ・地域のみどりの愛護活動の推進
- ・ポイ捨てや不法投棄のない美しいまちづくりの推進
- ・まち美化活動協定の推進
- ・アダプト制度の推進
- ・違法簡易広告物追放推進団体制度（とよなか美はり番）の推進
- ・空き地の適正管理の促進

### ④開発行為等における環境配慮の推進

開発行為等において、環境配慮指針に基づいた適切な指導や地域特性にふさわしい環境に配慮した事業となるよう協議します。

(主な施策・事業)

- ・環境配慮指針の運用

### ⑤環境影響評価制度の推進

環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発行為等を行う事業について、計画構想の段階から環境への影響を調査するとともに、環境を守るための対策を検討し、環境に配慮した開発となるよう、環境影響評価制度を運用します。

(主な施策・事業)

- ・環境影響評価制度の運用



## 4.5 安全で快適な都市環境づくり

### 主な課題

本分野における主な課題は第2章 2.3に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- 環境基準達成、維持をめざした継続的な取組みを推進すること。
- 解体現場パトロールやアスベスト濃度測定により、アスベスト飛散防止対策を進めること。
- 航空機騒音やPM2.5（微小粒子状物質）など都市・生活型公害への対応を強化すること。
- 気候変動の影響を考慮して、水環境、水循環施策を推進すること。

### 環境目標 ⑤

環境基準の達成状況 100%で快適な都市環境をめざす

豊中市では、市民が安全で快適な日常生活を過ごすため、環境汚染防止対策や都市・生活型公害対策に取り組み、生活環境の改善を進めてきましたが、市の取り組みだけでは環境基準の達成が困難な項目が、課題として残っています。

市独自では解決が困難な問題に対しては、国や大阪府、周辺地域、その他関係機関と連携しながら環境基準達成状況の向上をめざし、航空機騒音については、空港管理運営者や各航空会社に対して低騒音型機の導入や騒音軽減運航の推進を要望するとともに、周辺地域の整備及び環境改善の取組みを進めていきます。

また、気候変動に伴う都市部での集中豪雨等の異常気象の可能性などを考慮した取組みについても進めます。

### 指標

指標	指標の示すもの	目標 【令和9年度（2027年度）】
<b>【代表指標】</b> 環境基準達成状況（％）	人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。 ※100%の達成が困難なものは前年度との比較などから、その途中経過が見えるように達成状況を測る。	大気、水質、道路騒音、航空機騒音、ダイオキシン類 それぞれ 100%
<b>【指標】</b> 大気に関する注意喚起回数（回） （光化学スモッグ予報・注意報、PM2.5（微小粒子状物質）等の注意喚起発令回数を想定）	環境汚染（大気）の状況を示す	減少
雨水排水整備率（％）	水循環に関する指標	増加
環境配慮のうち雨水利用に関するもの （雨水利用の件数・容量（件・ℓ））	開発事業などにおける水循環の雨水貯留に関する指標	増加

◆施策の方針

#### 4.5.1 環境汚染防止対策の充実

##### ①典型公害対策の充実

工場・事業場に対して、各種規制基準遵守を指導し、必要に応じて立入検査等を行うとともに支援を行います。また、国等から化学物質の研究に関する最新の情報を収集・提供し、市民への正しい知識の普及に努めます。

(主な施策・事業)

- ・工場および事業場に対する届出指導等、立入検査、規制基準遵守確認検査（排水、排気ガス、騒音、振動など）
- ・事業者による指定化学物質の排出量、移動量、取扱量の把握等の支援
- ・事業者による化学物質管理計画および管理目標の策定の支援
- ・国等からの最新情報の収集および提供

##### ②環境監視と情報提供

環境汚染防止のための規制措置を適正に実施するため、環境汚染物質の常時監視を行うとともに、測定データをホームページ等で公開し、市民にわかりやすい形での情報提供および注意喚起を行います。

(主な施策・事業)

- ・環境汚染物質の常時監視（大気汚染、公共用水域水質、アスベスト、ダイオキシン類（大気、河川水質および底質、地下水、土壌））
- ・大気汚染常時監視測定局の維持管理
- ・ホームページ等による情報提供および注意喚起

##### ③土壌汚染対策の推進

土壌汚染による市民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法に基づき、土地所有者等が行う土壌汚染状況調査や、汚染の除去等の措置に対する指導を行います。

(主な施策・事業)

- ・土壌汚染防止等に向けた立入検査および指導
- ・土壌汚染に関する履歴調査および届出等の指導
- ・土壌汚染に係わる地下水調査
- ・土壌汚染に係る情報提供

##### ④アスベスト飛散防止対策

特定粉じん排出等作業実施届出が提出された建築物解体作業等の作業現場において飛散性アスベスト除去工事等の監視を行うなど、アスベスト飛散防止についての指導を行います。

(主な施策・事業)

- ・解体現場パトロールの実施
- ・特定粉じん排出等作業立入検査
- ・アスベスト濃度測定

#### 4.5.2 都市・生活型公害対策の推進

##### ①都市・生活空間における環境対策の推進

幹線道路沿道において、騒音や排気ガスなどについて、対策の充実・強化を働きかけるとともに事業者の排出抑制対策の促進やエコカー・ゼロエミッション自動車（次世代自動車等）の普及・導入の促進を行います。航空機騒音の状況を把握するため、騒音測定を行うとともに、必要に応じて調査を行います。光化学オ

キシダントやPM2.5（微小粒子状物質）や道路騒音、航空機騒音などの市単独で解決できない問題に対しては、国や大阪府、近隣都市などと連携した取組みを行います。

（主な施策・事業）

- ・道路騒音の測定と評価
- ・航空機騒音の測定と評価
- ・カラオケ、深夜営業規制
- ・公害苦情対応

## ②異常気象に対する適応策

気候変動に起因する異常気象に対応するための取組みを進めます。

また、建物の省エネ化、屋上・壁面緑化なども含めた緑化、人工排熱の低減等のヒートアイランド対策について普及啓発を行います。

（主な施策・事業）

- ・ハザードマップの整備
- ・建物の省エネ化推進
- ・みどりの保全・創出（壁面・屋上・沿道緑化など）

### 4.5.3 健全な水環境・水循環の創出

#### ①都市における水循環の保全

水資源の有効活用を図るため、雨水の貯留・活用を推進します。また、水循環の確保のため、保水機能や水質浄化機能などを有する緑地や農地の保全と活用を進めるとともに、市民にとって身近な水辺空間・親水空間の保全や創出を行います。

（主な施策・事業）

- ・環境影響評価、環境配慮指針の運用
- ・緑地や農地の保全と活用
- ・水辺空間・親水空間の保全・創出

#### ②環境にやさしい上下水道事業の展開

上下水道は、事業活動を通じて多くのエネルギーを使用したり、廃棄物等を発生させたりするなど、環境に負荷を与える一方で、新たなエネルギー源や再利用可能な資源を有しています。こうしたことから、上下水道事業では、積極的な環境対策への取組みを進めます。

（主な施策・事業）

- ・環境負荷の低減に向けた施策の実施と公表
- ・エネルギーの新たな活用や新技術の導入に向けた調査・検討
- ・放流水における水質基準の確保と公表
- ・合流区域における汚濁負荷量の改善
- ・直結式給水の普及促進
- ・漏水防止対策の推進
- ・処理場・ポンプ場の改築更新
- ・雨水管等の整備

